

## 葛西臨海水族園事業計画検討会設置要綱

30建公計第351号

平成31年1月11日

公園緑地部長決定

### (目的)

第1 「葛西臨海水族園の更新に向けた基本構想」の新たな水族園像の実現に求められる施設要件等を、ライフサイクルコスト、官民連携方法と合わせて専門的見地から検討を行うため、葛西臨海水族園事業計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 新たな水族園像の実現に求められる展示内容、諸室、設備性能、必要規模等の施設要件に関する事
- (2) 施設のライフサイクルコストや事業収支等に関する事
- (3) 新たな水族園像の実現に相応しい事業の手法やスキーム等の官民連携方法に関する事
- (4) その他、新たな水族園像の実現に必要な事項

### (委員等)

第3 検討会は、建設局長が委嘱する委員及び別表に掲げる職にある者で構成する。

- 2 委員の任期は、前項の規定による委嘱を受けた日から2020年3月までとする。ただし、再任を妨げない。

### (座長及び副座長)

第4 検討会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により、副座長は座長の指名により選出する。
- 3 座長は、検討会の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議及び会議録の公開)

第5 検討会の会議は、座長が招集する。

- 2 検討会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議及び会議録は、原則公開とする。ただし、検討内容等が東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条に規定する非開示情報に該当すると認める場合は、その理由を明らかにした上で、一部又は全部を非

公開とすることができる。

- 4 前項ただし書きに基づく非公開は、座長又は委員長が検討会又は分科会に諮って決定する。

(分科会及び分科会委員)

第6 検討会には、建築、生物生態、水族館運営の視点から、第2(1)及びイニシャルコストについて調査を行う分科会を置くものとする。

- 2 分科会は、建設局長が委嘱する分科会委員で構成する。
- 3 分科会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選出する。
- 5 委員長は、分科会の会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(謝礼金の支払)

第6 建設局長は、検討会又は分科会に出席した者に対し、謝礼金を支払うことができる。

(委員及び分科会委員以外の出席)

第7 検討会又は分科会は、座長及び委員長が必要と認めるときは、委員又は分科会委員以外の者に対し会議の出席を求め、又は他の方法により意見を聞くことができる。

(庶務)

第8 検討会及び分科会の庶務は、建設局公園緑地部計画課において処理する。

(雑則)

第9 この設置要綱に定めるもののほか、検討会又は分科会の運営に関し必要な事項は、座長又は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年1月11日から施行する。

別表（第3条関係）

建設局公園緑地部長

建設局公園計画担当部長

葛西臨海水族園長